

新発田市交通安全対策会議規則

平成13年9月28日
規則第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、新発田市交通安全条例（平成13年新発田市条例第39号）第11条の規定に基づき、新発田市交通安全対策会議（以下「対策会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長及び委員)

第2条 対策会議の会長は、市長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 識見を有する者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 諸団体の役職員

(4) 市の機関の職員

(5) その他市長が適当と認める者

(部会)

第3条 対策会議は、その所掌する事務に係る特定の事項について調査及び審議するため、部会を置くことができる。

(庶務)

第4条 対策会議の庶務は、地域安全課において処理する。

(平成16規則27・平成24規則41・一部改正)

(議事等)

第5条 この規則に定めるもののほか、対策会議の議事その他対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が対策会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第27号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新発田市交通安全対策会議規則の規定は、平成15年7月7日から適用する。

附 則（平成24年規則第41号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後新発田市交通安全対策会議規則の規定は、平成27年12月1日から適用する。